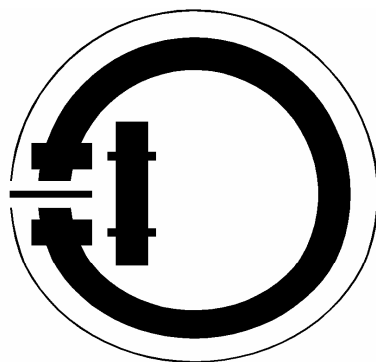


神崎町行財政改革プラン

(平成17年度～平成21年度)



平成18年3月

神 崎 町

目 次

1	行財政改革の基本的な考え方	1
2	神崎町の財政状況（現状ベースで試算）	2
3	改革プランの重点方針	4
4	計画期間	5
5	推進体制	5
6	推進状況の公表	5
7	具体的な取り組み	6
	事務・事業の再編・整理、廃止・統合	6
	民間委託等の推進	8
	定員管理の適正化	10
	給与の適正化	11
	財政の健全化	13
	地方公営企業の経営健全化	29

1 行財政改革の基本的な考え方

本町では、昭和62年12月に策定した「神崎町行政改革大綱」を契機に、平成8年4月策定の「新行政改革大綱」、平成12年10月策定の「新行政改革大綱(改訂版)」に基づき、簡素で効率的な行政運営と行政サービスの向上を目指し、組織・機構の簡素合理化、給与の適正化、民間委託・OA化等事務改善の推進並びに公共施設の新設、改築等により行財政の基盤整備に取り組んできたところであります。

しかしながら、少子・高齢化の一層の進行や高度情報化社会の進展など、社会経済情勢が大きく変化するとともに、地方分権への動きが急速に進み、国と地方公共団体のあり方についても根本的な見直しがなされ、国から地方への税源移譲に併せ、地方交付税の削減、国庫支出金の削減を内容とする「三位一体の改革」が進むなど、本町を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあります。

このような状況下で、町財政は、歳入面では、長引く景気の低迷により町税収入に大きな伸びは期待できず、地方交付税も平成12年度をピークに減少傾向にあり、その一方、歳出面では人件費、公債費等の義務的経費が増加し、経常収支比率が93%を超えて財政の硬直化が進むとともに、起債制限比率も13.9%と高い水準にあり、現行の行政水準を維持していくと、これまで積み立ててきた財政調整基金などの基金が数年後に底をつくなど厳しい状況が続き、これまで以上に行政能力の向上と行政改革への積極的な取り組みが必要となっています。

財政危機を克服し、新たな行財政運営を確立するためには、既存の行財政システムの見直しと、経済の低成長時代に見合った弾力性のある財政構造への転換を図りながら、町民にとって真に必要なサービスを効果的かつ効率的に提供していくことを基本に、町民と行政が協働し住んで良かったと思えるまちづくりを推進するため、「第4次行政改革大綱」とともに、その具体的な行財政改革への取り組みを自主的・計画的にすすめる「行財政改革プラン」を策定するものであります。

2 神崎町の財政状況（現状ベースで試算）

(単位:百万円)

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
歳入	町税	695	667	752	749	726
	地方譲与税・交付金	183	218	146	146	146
	地方交付税	700	665	640	654	679
	町債	171	138	130	130	130
	繰入金	29	9	9	9	9
	その他	341	327	347	362	366
	歳入合計 (A)	2,119	2,024	2,024	2,050	2,056
歳出	人件費	728	731	716	709	709
	扶助費	107	120	126	132	139
	公債費	394	402	414	408	401
	物件費	344	347	348	345	345
	補助費等	397	409	409	413	421
	普通建設事業費	170	114	124	194	154
	その他	168	170	174	177	181
	歳出合計 (B)	2,308	2,293	2,311	2,378	2,350
歳入歳出差引額 (A)-(B)	189	269	287	328	294	
" 累計	189	458	745	1,073	1,367	
基金取崩・借入額 (C)	189	269	287	63	0	
収支 (A)-(B)+(C)	0	0	0	265	294	
" 累計	0	0	0	265	559	
基金残高	財政調整基金	277	104	50	0	0
	減債基金	1	1	0	0	0
	その他特定目的基金	118	109	16	8	0
	定額運用基金	152	152	54	41	41
	基金残高合計	548	366	120	49	41

この推計は、普通会計予算について変動要因を加味して試算したものであり、特に対策を講じなかった場合の見通しです。設定した主な条件は以下のとおりです。

- ・町税、譲与税、交付金は、税制改正による影響を考慮しました。
- ・地方交付税は、臨時財政対策債の償還に係る需要額の伸びを見込みました。
- ・町債については、臨時財政対策債が今後も継続されるものとししました。また、減税補てん債は税制改正による影響を考慮しました。
- ・人件費は、定年退職と採用計画に基づく新規採用を見込みました。また、給与改定率は0%、定期昇給なしとしました。
- ・扶助費は、対象者の増に伴い5%程度の伸びを見込みました。
- ・公債費は、現行の政府資金の利率及び償還期間を参考に積算しました。
- ・収支不足額については、財政調整基金及び減債基金の取崩しに加え、可能な限りその他の基金からの借入れにより補てんするものとししました。
- ・財政調整基金の残高については、歳計剰余金の処分による積立てを見込みました。

神崎町の中期的な財政状況は、長引く景気の低迷による税収の減少、三位一体の改革¹による地方交付税²の減少が予想されるなど歳入が伸び悩む一方、扶助費、公債費が増大し非常に厳しい状況にあります。

過去の決算数値及び今後の財政状況の変動要因を推計してみると、何らかの財源対策も講じない場合、平成17年度から平成21年度までの収支見通しは、累計で5億5,900万円のマイナスとなります。平成17～18年度は財政調整基金³を取り崩すなどにより対応可能ですが、平成19年度には財政調整基金が底をつき、各種基金からの借り入れなどにより対応することとなります。

しかしながら、平成20年度以降は、借入可能な基金もなくなると予想されることから、抜本的な行財政改革により危機的な財政状況を改善していく必要があります。

1 三位一体の改革

現在、政府が進めている国と地方を通じた税財政の改革のことで、国庫補助負担金の廃止や削減などの改革、地方交付税の全般的な見直し、税源移譲を含む財源の見直しの3つを一体的に進めようとするものです。

2 地方交付税

国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税のそれぞれ一定割合の額で、地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行することができるよう、一定の基準により国が交付する税のことです。

3 財政調整基金

年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うために、財源に余裕のある年度に積立てを行い、財源不足が生じる年度に活用するためのものです。また、各年度において決算上剰余金を生じたときは、その全部又は一部を積み立てることとなっています。

3 改革プランの重点方針

平成16年12月24日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を踏まえて、平成17年3月29日に総務省から「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(以下「新行革指針」という。)が示され、地方公共団体はより一層積極的な行政改革の推進に努めるよう要請されたことを受けて、本プランにより住民にわかりやすい具体的な取り組みを明示するものです。

このため、本プランは、行政改革大綱に基づき、新行革指針による改革の主要事項の観点から、下記の項目を重点に策定します。

事務・事業の再編・整理、廃止・統合

新たな行政課題や多様な町民ニーズに迅速かつ柔軟に対応し、限られた財源を効率的かつ効果的に運用するため、従来の取扱いにとらわれることなく、事務、事業を見直し、廃止・統合も視野に入れて施策の選択と重点化に努めます。民間委託等の推進(指定管理者制度の活用を含む。)

「民間でできることは民間に委ねる、行政でやるべきことは行政でやる」という原則のもとに、公共サービスの維持向上と経費節減の観点から、民間委託等を推進し、公民のパートナーシップによる効率良い行政運営を推進します。

また、公の施設の管理については、平成17年9月に条例制定した指定管理者制度の活用の可否について、積極的に検討していきます。

定員管理の適正化

職員定数については、一人ひとりの職員の能力を最大限活用することを基本にして、定員適正化計画の確実な進行管理により引き続き適正化を図っていきます。

給与の適正化

給与制度は、国家公務員の給与体系に準拠するという給与均衡原則に基づき、国と異なっている現行制度を再度検証し見直しを行います。特に、昇給・昇格制度については、勤務実績に応じたメリハリのある給与制度にすることにより、職員の意欲や公務能率の向上を図ります。

財政の健全化

町税などの自主財源の積極的な確保に努めるとともに、限られた財源を真に必要な施策に展開するため、効率的な財源活用及び徹底した内部努力によるコスト削減を進め、健全な財政基盤の確立を目指します。

地方公営企業の経営健全化

町水道事業の経営については、独立採算の観点から上記5項目を積極的に推進し、健全な事業運営と、安定したサービスの供給に努めます。

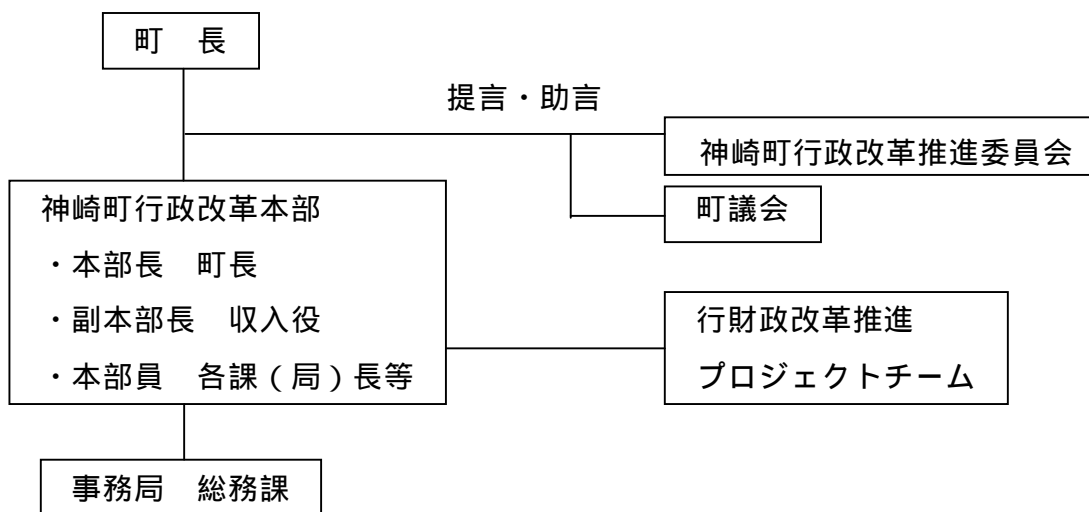
4 計画期間

本プランは、平成17年度を起点とし、平成21年度までの5年間の具体的な取り組みを明示します。

5 推進体制

本プランの推進にあたっては、職員一人ひとりがその趣旨を十分理解し、神崎町行政改革本部を中心に、職員の自主的組織である行政改革推進プロジェクトチーム等で順次検討しながら、全庁一体的に取り組むものとし、さらに町民の代表からなる神崎町行政改革推進委員会や町議会に進捗状況を報告し、提言・助言を得て行政改革の推進を図っていきます。

< 推進体制図 >



6 推進状況の公表

行政改革の取り組み状況については、随時、町広報、ホームページなどを通じて広

く町民に公表していきます。

7 具体的な取り組み

事務・事業の再編・整理、廃止・統合

事務・事業の再編・整理等については、最小の経費で最大の効果をあげるため、限られた財源を効率的かつ効果的に使っているか不断の見直しを行い、経費の削減に努めます。

また、各種事務・事業について行政関与の必要性、緊急性、優先性、費用対効果の分析評価を行い、効果が十分でないものや民間においてより良質なサービスが低コストで提供できるものなどについては、再編・整理・廃止・統合を進めます。同時に、新たな行政課題を的確に把握し、施策の選択と重点化にも努めます。

【事務・事業の再編・整理等の取り組み】(平成17年度から平成21年度まで)

事務事業名	取 り 組 み 内 容	効果額(千円)
公聴制度の充実	町民のニーズをより幅広く把握するため、「町長への手紙」の他に、さらに充実した公聴制度の導入を検討・実施していく。	
情報公開の推進	広報紙やホームページ等を利用して、更に積極的な情報公開を進めるとともに、わかりやすい情報提供に努め、町民への説明責任を果たしていく。町例規集をデータベース化してホームページに掲載し、町民に公開する。	3,576
福利厚生事業の見直し	職員の福利厚生事業を行う職員互助会の交付金について、町民の理解と支持が得られるよう交付額を見直す。	3,745
各種委員会協議会の統廃合	各種委員会・審議会等の目的や業務内容を考慮し、同種の目的のものを整理統合し、委員数を減らして経費節減を図るとともに、公募等により適正な人員を確保する。	15,000
慰問事業の見直し	独居老人への夏季・歳末慰問について、効果等も考慮し、年1回の方向で検討する。	472

事務事業名	取 り 組 み 内 容	効果額（千円）
福祉タクシー助成の検討	循環バスの運行開始及びタクシーの利用実績により、助成内容を検討する。	5,100
町単独事業の見直し	国、県の補助金が削減され、町単独助成をしている事業を廃止する。	900
庁舎維持管理等の見直し	法定業務や資格が必要な業務を除き、職員による管理範囲を拡大し、排出ごみの抑制や、節電等による高熱水費の抑制、庁内消耗品費等の削減に努める。	18,085
維持管理委託料の見直し	委託内容を精査し、委託回数や委託金額等を減らして経費節減に努める。また、可能なものは、職員で対応する。	33,424
旅費日当の見直し	職員等の出張時の日当を廃止する。	8,700
食料費の削減	各種委員会を昼食にかからない時間開催し、食料費を削減する。	8,495
町税前納報奨金の見直し	町税の前納報奨金の交付率や上限額を見直す。	3,750
記念品の縮減、廃止	成人式、敬老祝等の記念品について、縮減、廃止を検討する。	1,500
交際費の見直し	町、議会、農業委員会及び教育委員会の交際費を削減する。	2,020
公用車の見直し	公用車の使用頻度や専用車の共有などにより、総量を削減する。	92
予算の枠配分の実施	財政状況により、人件費、扶助費、一部事務組合負担金を除く経常経費の枠配分を実施する。	40,000
各種団体の事務及び補助金の見直し	各種団体の事務状況及び補助目的、効果等を精査し、内容を見直して、団体の自主運営、自立を促す。	27,490

事務事業名	取 り 組 み 内 容	効果額（千円）
中学生海外 研修事業の 見直し	参加者が一部に限られる中学生の海外研修事業を廃止し、新たな事業の導入を検討する。	15,000
投資的経費 の見直し	事業効果に配慮し、投資的事業の圧縮、実施時期、事業手法を検討する。	116,432
契約内容・ 方法の見直 し	発注基準などを見直し、公募型指名競争入札や一般競争入札など公正性・競争性の高い入札方法等の導入を検討する。	
公共用地管 理の見直し	道路整備は、効果、危険度などの優先順位に基づき、改革期間は最小限に抑制する。また、職員で対応できる草刈り等は、職員で行う。	31,900
イベントの 見直し	町民運動会、町民まつり等のイベントについて、実施方法等を検討する。	
効 果 目 標 額 合 計		335,681

民間委託等の推進（指定管理者制度⁴の活用を含む。）

（１）公の施設⁵に関する取り組み

神崎町には、個別の法律で管理者が特定されている学校、道路、河川を除き61（わくわく西の城、旧西分遣所は、平成17年度から）の公の施設があります。主な施設は、町民野球場などのレクリエーション・スポーツ施設（8施設、天の川公園などの基盤施設（15施設）ふれあいプラザなどの文教施設（3施設）保育所、地区集会所などの社会福祉施設（31施設）、ステーションホールなどのその他施設（4施設）などです。

16年度末時点における取り組み状況（わくわく西の城、旧分遣所を除く）

指定管理者導 入済み施設	管理委託実施済 み施設	業務委託実施済 み施設	全部直営施設
0	32	23	4
	地区集会所 みなみふれあい センターなど	ふれあいプラザ 町民野球場など	きたふれあいセ ンター、児童公 園など

今後の取り組み目標

民間活力の導入を積極的に進め、一層のサービス水準の向上と業務の効率化を図るため、民間委託・PFI⁶・指定管理者制度などを活用する。

18年度までに指定管理者制度を導入	管理委託をしている地区集会所の受託者を対象に説明会を実施し、指定管理者制度に移行する。	26施設
18年度までに利用していない施設を有償貸付け	利用していない施設を土地とともに有償で貸し付ける。	旧西分遣所
21年度までに指定管理者制度の導入を検討	民間団体等への公募による指定管理者制度の導入を検討する。	わくわく西の城 他2施設
21年度までに業務委託を検討	シルバー人材センターに清掃、植栽管理等の業務委託が可能な施設を検討する。	直営の4施設

4 指定管理者制度

平成15年9月に施行された改正地方自治法によって、それまで公に施設の管理運営の委託先が地方公共団体の出資法人や公共的団体などに限定されていたものを、民間事業者やNPOなども含めた幅広い団体まで拡大し、その場合の施設の管理運営を任せる団体のことを「指定管理者」という。指定管理者は、原則、公募して町が議会の議決を経て指定する。

5 公の施設

住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（庁舎、試験研究所は公の施設ではない）

6 PFI

PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について、PFI手法が導入されています。

(2) その他の事務についての取り組み

16年度末時点における取り組み状況

・全部委託している事務

し尿処理、一般ごみ収集、道路維持補修・清掃等、ホームヘルパー派遣、情報処理・庁内情報システム維持、など

・一部委託している事務

本庁舎清掃、本庁舎夜間警備、公用車運転、学校給食、ホームページ作成・運営、調査・集計、総務関係事務（給与、福利厚生等）など

・全部直営

案内・受付、電話交換、学校用務員事務など

今後の取り組み目標

これまで民間委託の推進を図るべく、公共施設の管理委託や事務事業の委託を行ってきましたが、状況を見て職員で対応可能な業務については、業務委託を行わず委託料を削減するような取り組みも行っています。

公共施設管理業務	各種公共施設の除草、草刈り、樹木剪定作業など可能な限り職員対応としていきます。また、ボランティアの協力もお願いしていき、経費節減を図ります。
給食センター、保育所、学校用務員事務	退職者の補充は極力控え、臨時職員や民間派遣職員などで対応していきます。

定員管理の適正化

平成11年4月1日から平成16年4月1日までの実績 (単位：人)

年 度	11年	12年	13年	14年	15年	16年	削減数
職 員 数	96	97	94	91	91	89	7
(普通会計職員 ⁷)	(89)	(90)	(88)	(85)	(85)	(84)	(5)
定員適正化計画数	104	107	94	94	94	94	10
比 較	8	10	0	3	3	5	

7 普通会計職員 職員のうち企業会計職員を除く一般会計及び特別会計職員の合計

平成12年度までは宅地開発による人口増、保育・福祉事業の業務量増を見込んで職員増の計画でしたが、宅地開発の人口増が当初見込みより増加しなかったため、平成13年度からは、退職職員の補充採用で計画しました。職員数は財政状況等も

考慮し、平成16年度では、定員適正化計画数より5人減、平成11年度と比較すると7人(7.2%)の減となっています。

今後の取り組み目標

町民サービスや組織運営のために必要な職員の採用は継続しながら、簡素で効率的な組織にするとともに事務事業の廃止や見直しなどにより、職員の削減を進めます。

- ・ 55歳以上の高齢者職員に対して定年前の早期退職者を募り、定年前退職を促進するとともに、職員の新陳代謝と活性化のために必要最小限の職員を新たに採用し、平成22年度の職員数を平成17年度より5人(5.7%)削減します。

各年度4月1日現在 (単位:人)

年 度	17年	18年	19年	20年	21年	22年
職 員 数 (普通会計職員)	87 (82)	85 (80)	84 (79)	84 (79)	84 (79)	82 (77)
前年度退職者数		3	3	1	1	2
・定年退職者数						
・定年以外の早期退職者数		3	3	1	1	2
採用者数		1	2	1	1	
削 減 数		2	1	0	0	2
削減数累計	(2)	2	3	3	3	5

上記の計画により平成21年度までの効果目標額は、下記のとおりです。

事務事業名	取 り 組 み 内 容	効果額(千円)
適正な職員の 定員管理	定員適正化計画を推進し、適正な職員の定員管理に努めます。	83,083
効 果 目 標 額 合 計		83,083

給与の適正化

本町における給与については、これまでも行政改革大綱に基づき、特殊勤務手当の廃止や管理職手当の支給率削減等によりその適正化と人件費の抑制を図り、町広報で住民に給与の内容を公表してきましたが、厳しい財政状況とともに町民に納得と支持が得られるよう各種手当の見直し等を実施し給与制度の適正化を図

り、人件費の削減に努めます。

今後の取り組み目標

事務事業名	取 り 組 み 内 容	効果額（千円）
給与制度の見直し	能力や仕事の実績を重視した人事評価制度を検討し、勤務成績に基づく昇給制度を導入します。	
各種手当の見直し	調整手当の支給率を平成17年7月から3%から2%に削減し、平成18年度から地域手当（名称変更）の支給を検討し、平成21年度に廃止します。管理職手当の支給率は、平成16年10月から課長が12%から10%に、主幹が10%から9%に削減していますが、平成17年4月から更に課長が6%、主幹が5%に削減します。	41,885
高齢層職員の昇給抑制	平成17年7月に一般職員の昇給を55歳停止、平成18年4月から昇給停止に替えて55歳以上の昇給幅を1/2とし、人件費を削減します。	2,361
特別職給与の減額	特別職の給与は平成15年10月から10%（町長は平成16年6月から更に20%）削減していますが、平成17年4月から、町長は同率（28%）を、収入役、教育長は15%削減します。	5,346
効果目標額合計		49,592

その他報酬等削減の取り組み

事務事業名	取 り 組 み 内 容	効果額（千円）
議員報酬の減額及び定数の見直し	議員報酬及び手当については、平成15年10月から10%削減していますが、平成17年から更に5%削減し、平成19年の改選時に定数を16名から14名に2名減員します。	25,030
非常勤特別職の報酬の見直し	非常勤特別職の報酬を、平成17年4月から平均20%削減します。	12,260
効果目標額合計		37,290

財政の健全化

これまでの経費節減等の財政効果は以下のとおりです。

平成11年度から平成16年度までの実績

項 目		主 内 容	効果額(千円)			
歳 入	超過課税の実施、法定外税新設					
	税の徴収対策		2班体制の夜間臨戸徴収	65,051		
	使用料・手数料の見直し		ふれあいプラザ等の新設	902		
	未使用財産の売り払い等		未利用地の売却4件	59,645		
	その他					
歳 費 削 減 出	人 件	職員削減(議員含む)		普通会計退職者5人	73,502	
		うち	退職者の不補充		同上	73,502
			うち嘱託、臨時、派遣職員等の活用		臨時職員3人	34,954
	給 与 等 削 減	職 員	給 料			
			手 当		管理職手当支給率削減(H16/10) 自動車運転手当の廃止	574
		三役等 特別職	給 料		町長等給料の削減(H15/10) 助役の廃止(H16/9)	13,864
			手 当		町長等期末手当の削減(H15/10) 助役の廃止	6,136
		議 員	報 酬		議員報酬の削減(H15/4)	7,896
			手 当		期末手当の減	2,460
	計				30,930	
	そ の 他		非常勤特別職の定数減 職員互助会補助金の減		1,404	
	うち福利厚生事業		職員互助会補助金の減		1,042	
	組織の統廃合					
	民間委託による事務事業費削減		町研修バスの運転管理委託 (職員1名の効果は、人件費欄)		12,702	
	うち指定管理者制度導入によるもの					
	施設等維持費の見直し		町有地除草作業をシルバー 人材センターに変更		779	
	補助金等の整理合理化		各種団体補助金5%削減		23,258	
投資的経費の見直し		新規事業の凍結、継続事業の見直し		723,626		
内部管理経費の見直し		消耗品、備品、食糧費の削減		58,562		
その他事務事業の整理合理化		電算委託契約の一括契約		5,270		
その他		日当の日額を半額に		20,637		
合 計				1,050,864		

効果額10億5千万円のうち、投資的経費の見直しで7億2千万円の効果が有りました。

今後の取り組み目標

平成17年度～平成21年度の5カ年間にわたる本町の財政状況の試算（2神崎町の財政状況参照）によると、何らかの財源対策も講じない場合、累計で5億5,900万円の財源不足が生じると予想されます。

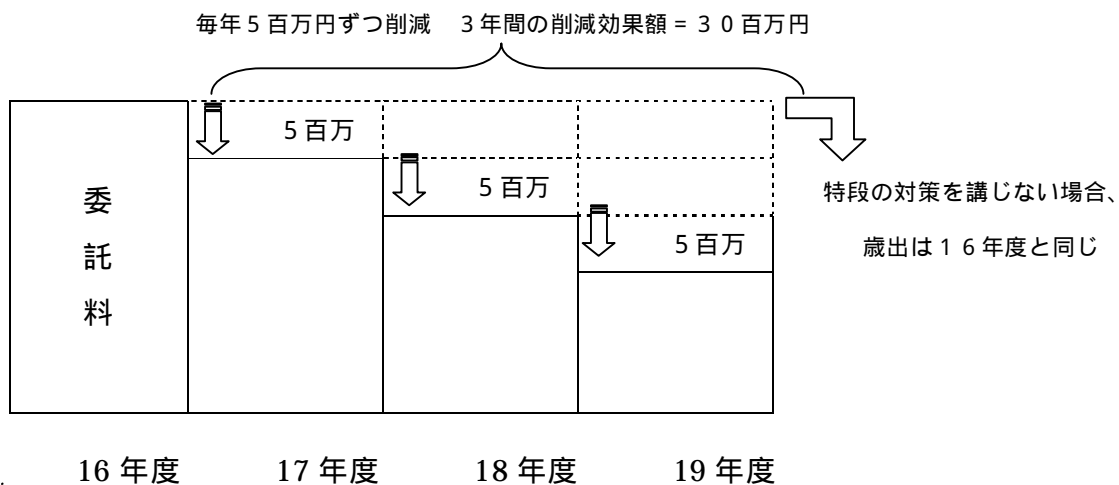
この財源不足を縮減し、財源を確保することが不可欠であることから、以下の歳入歳出各項目にわたる行財政改革を実施スケジュールに沿って着実に推進することにより、財源不足を補い収支改善の見通しを図っていきます。

なお、効果額は下記の方法により算出しております。

行財政改革効果額の算出方法

平成16年度決算をベースとして、次年度以降、特段の財源対策を講じなかった場合との比較による行政改革効果を算出しています。

例えば、毎年度、歳出を逡減（歳入は逡増）させていく場合、前年度の効果が翌年度以降も累積していくため、単年度ごとの効果額は逡増していきます。下記の図で、平成16年度の委託料を毎年5百万円ずつ削減するとした場合、次年度以降の予算は前年度の実績をベースに策定されるため、3年間の削減効果は、単年度削減額の1 + 2 + 3 = 6倍（5百万円 × 6倍 = 30百万円）となります。



歳入			実施スケジュール					単位:千円
No	改革事項	改革の概要	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	担当課 効果額
1	町税収入の確保	町税の滞納者に対し差押えを初めとした滞納処分の強化を図るとともに、夜間臨戸徴収を実施し、歳入の確保に努める。	・差押え等の滞納処分の強化 ・2～4班体制による夜間臨戸徴収の実施	→	→	→	→	町民課 (税務)
				5,000	5,000	6,000	6,000	
2	負担金の見直し	学童保育の定員を増やし、保育料を見直す。		・学童保育の対象児童範囲を小学校1～3年生から小学校1～4年生に拡大し、保育料を月額1,000円増額する。	→	→	→	保健福祉課
				480	500	500	500	
3	使用料・手数料・利用料等の見直し	適正、公平な受益者負担とするため、サービスにかかる原価を基に適正な使用料・手数料に見直し。	・社会教育団体に無料又は減免しているふれあいプラザ、保健福祉施設の使用料・手数料を見直す。(平成17年4月から実施中)	・わくわく西の城の陶芸施設の使用料を徴収する。	→	→	→	教育委員会 保健福祉課 町民課
				340				
4	未利用町有地の売却等	利用目的が決まっていない町有地(普通財産)や国から譲渡された道路・水路等を売却もしくは有償貸付し、財源の確保と財産の適正な管理を行う。	・未利用町有地の売却(1区画)	・未利用町有地の売却(1区画)	→	→	→	総務課 建設課 産業課
				825	962	1,462	1,462	
5	広告収入の確保	町財産のうち、広告媒体として活用が可能なものについて、積極的に広告掲載に努め税外収入の確保を図る。	・活用可能な財産の検討	→	・実施	→	→	総務課 企画課 建設課
					100	100	100	

歳入		実施スケジュール					単位:千円	
No	改革事項	改革の概要	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	担当課
6	給食費の見直し	教職員及び町職員の給食費は、維持管理分を含めた実費相当額に改める。	・保育所職員の給食費を月額800円値上げする。	→ ・教職員及び給食センター職員の給食費の検討	→ ・実施	→	→	教育委員会 保健福祉課
		合計	231 6,396	231 8,443	2,631 13,663	2,631 13,663	2,631 13,663	8,355 55,828

歳出(人件費)

単位:千円

No	改革事項	改革の概要	実施スケジュール					担当課 効果額	
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度		
1	適正な職員の定員管理	第4期定員適正化計画を策定し、適正な職員の定員管理に努める。 平成17年度平均給与(共済費含む)7,553千円で算出	・第3期定員適正化計画の推進 (普通会計職員計画88名、実績84名、2名) ・第4期定員適正化計画の検討・策定 (実績 15,106)	・第4期定員適正化計画の推進 (82名、2名)	→	→	→	→	総務課
			15,106	15,106	22,659	22,659	22,659	22,659	83,083
2	給与制度及び手当の見直し	能力や仕事の実績を重視した人事評価制度(昇給・昇格基準の明確化)を検討・導入することにより、給与制度の公平性、客観性を確保するとともに、職員の意欲の向上を図る。また、職員の手当を見直し、給与の適正化を図る。	・勤務成績に基づく昇給制度の検討 ・調整手当の支給率を32%に削減(平成17年7月～)。 ・地域手当の廃止を検討する。 ・管理職手当を減額する。 課長10.6% 主幹9.5%	→	→	→	→	→	総務課
			6,785	6,940	6,940	6,940	14,280	41,885	
3	高齢層職員の昇給抑制	55歳以上の高齢層職員の昇給を抑制し、人件費を抑える。	・職員の昇給を55歳停止とする。(平成17年7月～)	・平成18年4月から昇給停止に替えて55歳以上の昇給幅を、1/2に抑制する。	→	→	→	→	総務課
			69	273	473	673	873	2,361	
4	特別職給与の減額	特別職の給料及び期末手当について、平成15年10月から減額していたが、更に期間と減額率を増加し、人件費を抑制する。 平成15年10月～ 町長、助役、収入役、教育長10%減 平成16年6月～ 町長28%減	・実施(平成17年4月～平成20年3月) 町長28%減 収入役15%減 教育長15%減	→	→	→	→	→	総務課
			1,782	1,782	1,782			5,346	
5	議員報酬の減額及び定数の見直し	議員報酬及び期末手当について、平成15年10月から10%減額しているが、更に減額し、人件費を抑制する。また、議員定数を次回議員選挙から2名削減する。	・議員報酬及び期末手当を更に5%削減する。(平成17年4月～)	→	→	→	→	→	議会事務局
			2,287	2,287	5,624	7,416	7,416	25,030	

歳出(人件費)

単位:千円

No	改革事項	改革の概要	実施スケジュール					担当課 効果額
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
6	非常勤特別職の報酬見直し	審議会、委員会等の非常勤特別職について、特別職報酬等審議会の意見を徴して報酬額を減額し、人件費を抑制する。	・非常勤特別職の報酬を、平均20%削減する。(平成17年4月～)	→	→	→	→	総務課 12,260
			2,452	2,452	2,452	2,452	2,452	
7	福利厚生事業の見直し	職員の福利厚生事業は、職員の会費と町からの交付金で運営する職員互助会で事業を行っているが、社会情勢を考慮し、町民の理解と支持が得られるものとなるように見直す。	・町からの交付金を毎年減額する。	→	→	→	→	総務課 3,745
			425	587	749	911	1,073	
8	各種委員会協議会等の統廃合	各種委員会・審議会等の目的や業務内容を考慮し、同種の目的のものを整理統合し、委員数を減らして、経費の節減と合理化を図る。公募等により、青年や女性を増やし、適正な人選をする。	・課を超えて、統合可能な委員会等の検討	・実施	→	→	→	各課 15,000
			5,000	5,000	5,000	5,000		
合計			13,800	29,427	45,679	46,051	53,753	188,710

歳出(扶助費)

単位:千円

No	改革事項	改革の概要	実施スケジュール					担当課
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	効果額
9	夏季・歳末慰問事業の見直し	独居老人への夏季・歳末慰問について、効果等も考慮し、年1回とする。		・夏季慰問を廃止する。	→	→	→	保健福祉課
				118	118	118	118	
10	福祉タクシー助成の検討	循環バスの運行開始及びタクシーの利用実績により、助成内容を検討する。	・助成対象者を、障害者及び要介護者に限定する。	→	→	→	保健福祉課	
			1,020	1,020	1,020	1,020		1,020
11	町単独助成事業の見直し	国、県の補助金が削減され、町単独助成をしている事業を廃止する。	・各事業を検討 おむつ助成 訪問理容助成等	・実施	→	→	保健福祉課	
					300	300		300
合計			1,020	1,138	1,438	1,438	1,438	6,472

歳出(物件費)

単位:千円

No	改革事項	改革の概要	実施スケジュール					担当課
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	効果額
12	町例規集のデータベース化	町例規集を紙ベースからデータベース化し、住民へ公開するとともに経費を節減する。		・実施	→	→	→	総務課
				700	700	700	700	2,800
13	町広報紙の見直し	町広報紙の内容を検討し、可能なものはホームページ掲載にして、必要最小限でページ数を減らして印刷費を削減する。 なお、区長配付も回覧文書も含め各地区出身の職員に配付してもらう。	・検討	・実施	→	→	→	企画課
				194	194	194	194	776
14	庁舎維持管理等の見直し	法定業務や資格が必要な業務を除き、職員による管理範囲を拡大し、排出ごみの抑制や、節電による高熱水費の抑制、庁内消耗品、印刷製本費、賃借料の削減に努める。	・消耗品費等20%削減	→	→	→	→	総務課
			3,517	3,517	3,517	3,517	3,517	17,585
15	加除式図書の見直し	加除式図書は、極力削減し、経費を削減する。	・実施	→	→	→	→	各課
			100	100	100	100	100	500
16	維持管理委託料の見直し	委託内容を精査し、無駄を省くとともに、委託回数、金額も検討する。また、職員対応が可能なものは、職員が行う。	・原則20%削減する。(平成17年4月実施)	・内容を精査し、更に削減する。	→	→	→	各課
			5,680	6,000	6,500	7,000	7,500	32,680
17	駅前駐輪場の委託業務の見直し	JR駅前の駐輪場の自転車整理委託は、シルバー人材に委託しているが、駐輪マナーも定着してきたので回数を減らす。		・週2回を1回に減らす。	→	→	→	企画課
				186	186	186	186	744

歳出(物件費)

単位:千円

No	改革事項	改革の概要	実施スケジュール					担当課 効果額
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
18	旅費日当の見直し	平成14年度から出張時の日当を半額にしてきたが、制度を見直し経費節減を図る。	・出張時の日当を廃止する(平成17年4月～)	→	→	→	→	総務課 議会事務局
			1,740	1,740	1,740	1,740	1,740	
19	食糧費の削減	各種委員会を昼食にかからない時間に開催し、食糧費を削減する。	・実施	→	→	→	→	各課
			1,699	1,699	1,699	1,699	1,699	
20	町税前納報償金の見直し	町税の前納報償金は、納税額の0.5%と預金金利と比較しても高率であり、交付率や1件あたりの上限を見直す。	・検討	→	・実施 交付率0.25%、上限を年額30万円から15万円に引き下げる。	→	→	町民課
					1,250	1,250	1,250	
21	記念品の縮減、廃止	成人式、敬老祝等の記念品の縮減・廃止を検討し、実施する。	・検討	→	・成人式、合同紐解祝の記念品及び敬老祝品を縮減・廃止する。	→	→	教育委員会 保健福祉課
					500	500	500	
22	交際費の見直し	町、議会、農業委員会及び教育委員会交際費の削減	・交際費を15%削減する。	→	→	→	→	総務課 議会事務局 農業委員会 教育委員会
			505	505	505	505	2,020	
23	公用車の見直し	公用車の使用頻度や専用車の共有などにより、総量を削減する。	・耐用年数の経過した公用車を廃車(1台)する。	→	→	→	→	総務課
			23	23	23	23	92	

歳出(物件費)

単位:千円

No	改革事項	改革の概要	実施スケジュール					担当課
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	効果額
24	枠配分の実施	財政状況により、人件費、扶助費、一部組合負担金等を除く経常経費の枠配分を実施				・経常経費の枠配分をし、経費を削減する。	→	総務課
合 計			12,736	14,664	16,914	20,000 37,414	20,000 37,914	40,000 119,642

歳出(普通建設事業費)

単位:千円

No	改革事項	改革の概要	実施スケジュール					担当課
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	効果額
28	投資的経費の見直し	事業効果に配慮し、事業内容の精査、事業費の圧縮、実施時期、事業手法の検討を行う。		・実施 投資的経費を見直し、実施時期を先送りする。	→	→	→	建設課 産業課
				27,562	9,404	59,233	20,233	116,432
29	契約内容・方法の見直し	発注基準などの見直しを行い、公募型指名競争入札、一般競争入札等より公正性・競争性の高い入札方法に改善する。また、入札・落札情報を町ホームページに公開し、入札及び契約事務の透明化を促進する。		・発注基準の見直し ・入札関連情報公開の検討	・新しい入札方法の検討 ・入札関連情報の公開	・新しい入札方法の試行 →	→ →	総務課
								0
30	公共用地管理の見直し	道路整備は、効果、危険度など優先順位に基づき、維持補修を中心とした整備を進めるが、改革期間是最小限に抑制する。 職員で対応できる草刈り等は、職員で行う。	・道路維持補修費の抑制	→	→	→	→	建設課
			・職員による町道等の草刈り実施	→	→	→	→	
			5,500	5,900	6,500	7,000	7,000	31,900
								0
								0
合計			5,500	33,462	15,904	66,233	27,233	148,332

行財政改革プランの実施による財政収支見通し

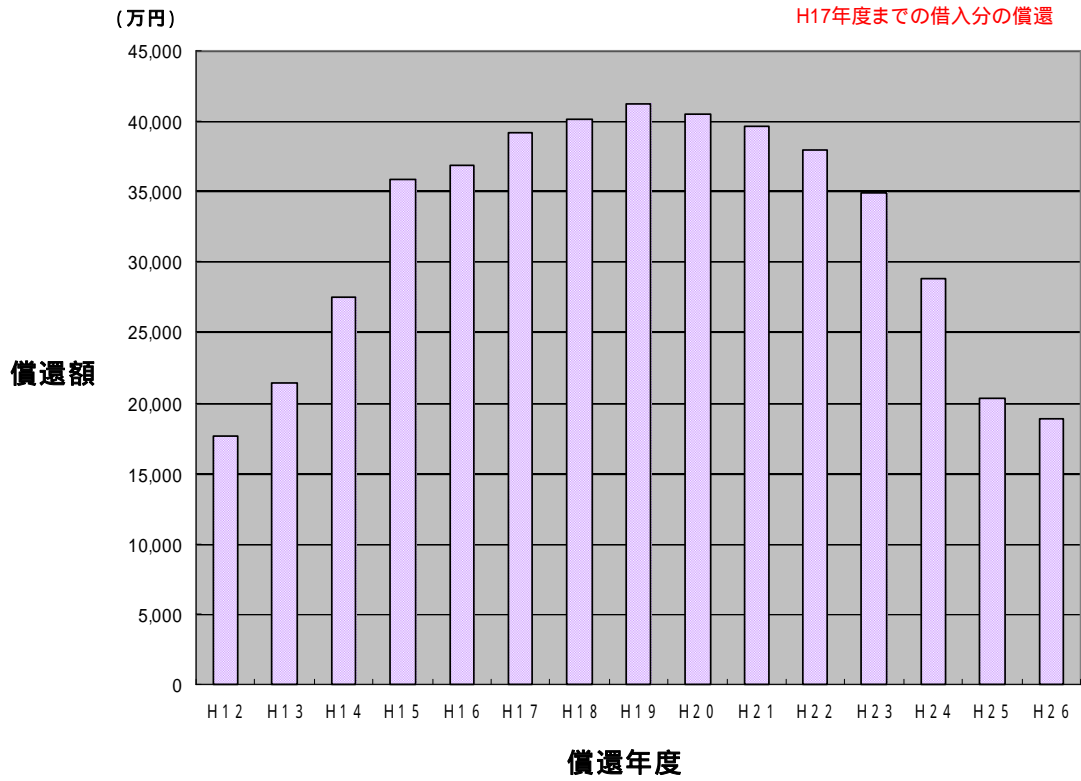
行財政改革プランに掲げる具体的な取り組みを実施した場合には、平成17年度から21年度までの5年間で、
5億6,100万円 の財政的効果(累積効果額)が見込まれています。

(単位:百万円)

		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	合計
改革前	歳入総額	2,119	2,024	2,024	2,050	2,056	10,273
	歳出総額	2,308	2,293	2,311	2,378	2,350	11,640
	歳入歳出差引額 (A)	189	269	287	328	294	1,367
改革効果目標額							
歳入	町税	5	5	6	6	6	28
	負担金			1	1	1	3
	使用料・手数料		2	3	3	3	11
	財産収入	1	1	1	1	1	5
	諸収入			3	3	3	9
歳出	人件費	14	29	46	46	54	189
	扶助費	1	1	1	1	1	5
	物件費	13	15	17	37	38	120
	補助費等	7	8	9	9	10	43
	普通建設事業費	5	34	16	66	27	148
効果額合計 (B)		46	95	103	173	144	561
改革後の財源不足額 (A)+(B)		143	174	184	155	150	806
財源対策額(基金の取崩し・借入れ) (C)		143	174	184	155	150	806
財源対策後の収支 (A)+(B)+(C)	改革前	0	0	0	265	294	559
	改革後	0	0	0	0	0	0
基金の残高	改革前	548	366	120	49	41	
	改革後	594	462	317	203	44	

当面の間は改革後も財源不足が見込まれるため、財源対策として基金の取崩し・借入れを行います。また、次のページのとおり、公債費の償還が平成24年度まで高い状態が続きますが、平成25年度にはピーク時の半分程度に減少します。

公債費の推移



地方公営企業の経営健全化

(1) 上水道事業

地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針が国において策定され、地方公営企業については経営健全化に積極的に取り組むことが求められており、時代の要請に応えるべく健全で効率的な神崎町水道事業の発展を図るため、小さな事項でも見逃さず、一層の経営基盤の強化と自立をめざし平成17年度～平成21年度までの5カ年間、行政改革を推進します。

経営基盤強化への取り組み

ア 収益の向上

水道事業体としての経営安定を図るため、水道利用によるメリットや水道水質の安全性をPRし、普及率の向上を図るとともに、未収金の徴収に積極的に取り組みます。【効果額 30,566 千円】

- ・未普及地域解消事業による水道加入者の増加（H17年度23件）
- ・家庭用井戸利用者の水道加入の推進（H17から18年度44件）

イ 水道料金の適正化

受益者負担の原則に基づき、平成20年度を目標に水道料金の改定を行い、料金収入の確保を図ります。【効果額 12,660 千円】

ウ その他収入の確保

汚泥を利用した草花の栽培を研究し、販売へつなげて収入の確保を図ります。【効果額 180 千円】

定員管理の適正化

平成11年4月1日～平成16年4月1日の職員の純減数は2人（28.6%）で、現在は5人の職員で対応していますが、専門スタッフの配備の必要性や町民サービス向上のため、平成21年までは人員は現状維持とします。

給与の適正化

普通会計職員と同様の計画を推進します。【効果額 2,402 千円】

物件費の削減

施設の修繕工事等を極力職員で対応し、経費の節減を図ります。【効果額 2,866 千円】

経費節減等の取り組みによる効果額

上記の改革により48,674千円の効果が見込まれます。

計画達成状況の公表

水道課のホームページで平成20年度に中間報告、平成22年度に最終報告を公表します。